

風水害等災害対策計画

現 行		改 正 案	
1	第1編 総則	第1編 総則	
3	第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務大綱	第2章 各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務大綱	
	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	第2節 処理すべき事務又は業務の大綱	
	1 県	1 県	
3	(9) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する <u>応急措置</u> を行う。	(9) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の <u>新設、改良及び防災並びに災害復旧</u> を行う。	用語の修正 (農林水産部)
4	(10) <u>農産物</u> 、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (略)	(10) <u>農作物</u> 、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。 (略)	
	(14) 救助物資、化学消化薬剤等必要機材の供給又は調達若しくはあっせんを行う。	(14) 救助物資、化学消化薬剤等必要 <u>資</u> 機材の供給又は調達若しくはあっせんを行う。	用語の修正 (防災局)
	2 市町村	2 市町村	
	(9) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する <u>応急措置</u> を行う。	(9) 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の <u>新設、改良及び防災並びに災害復旧</u> を行う。	用語の修正 (農林水産部)
	(10) <u>農産物</u> 、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。	(10) <u>農作物</u> 、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。	
5	(12) <u>公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び防災並びに災害復旧</u> を行う。 (略)	(12) 削除 (略) 以下順送り	
6	3 指定地方行政機関 東海北陸厚生局 (1) 災害状況の情報収集 (2)(3)(略)	3 指定地方行政機関 東海北陸厚生局 (1) 災害状況の情報収集・ <u>連絡調整</u> (2)(3)(略)	用語の修正 (東海北陸厚生局)
	中部森林管理局	中部森林管理局	
7	(2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときには、 <u>迅速な鎮圧を図り延焼を防止する。</u>	(2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生した場合には、 <u>消防機関等と連携しながら、森林被害の拡大防止のための必要な措置等の応急対策を講じるものとする。</u>	平成16年4月「中部森林管理局防災業務計画」改正のため (中部森林管理局)

現 行		改 正 案	
7	<p>大阪航空局中部空港事務所</p> <p>(1) <u>空港及び航空保安施設の管理運用を行う。</u></p> <p>(2)～(6)(略)</p> <p>(7) <u>航空機による輸送の確保に関し必要な処置を講じる。</u></p> <p>(8),(9)(略)</p>	<p>大阪航空局中部空港事務所</p> <p>(1) 航空保安施設の管理運用を行う。</p> <p>(2)～(6)(略)</p> <p>(7) <u>航空輸送の要請に速やかに対応できるよう、緊急輸送関係省庁、地方公共団体、関係公共機関、関係事業者と密接に連携し、緊急輸送が適切に実施されるよう、必要な措置を講ずる。</u></p> <p>(8),(9)(略)</p>	<p>中部空港事務所は空港の設置責任者ではないため。</p> <p>国土交通省防災業務計画に基づき適切な表現に改める。(以上、大阪航空局中部空港事務所)</p>
7	<p>名古屋地方気象台</p> <p>(1)～(4)(略)</p>	<p>名古屋地方気象台</p> <p>(1)～(4)(略)</p> <p>(5) <u>愛知県と共同して土砂災害警戒情報を発表する。</u></p>	<p>土砂災害警戒情報発表について新たに開始(平成19年9月予定)するため(名古屋地方気象台)</p>
8	<p>中部地方整備局</p> <p>(1) 災害予防</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 木曽川・長良川・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台と共同して洪水予報〔(木曽川・長良川・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路)洪水注意報、洪水警報、洪水情報〕を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>ウ～キ(略)</p> <p>(2)(略)</p>	<p>中部地方整備局</p> <p>(1) 災害予防</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 木曽川・長良川・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路に洪水のおそれがあるとき、名古屋地方気象台・<u>岐阜地方気象台</u>と共同して洪水予報〔(木曽川・長良川・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路)はん濫注意情報、<u>はん濫警戒情報</u>〕を発表し、関係機関に連絡する。</p> <p>ウ～キ(略)</p> <p>(2)(略)</p>	<p>木曽川中流は岐阜地方気象台も共同して発表するため</p> <p>洪水予報の発表方法の変更による(以上、中部地方整備局)</p>

現 行	改 正 案	
<p>15 第2編 災害予防計画 (記載なし)</p> <p>第1章 防災業務施設・設備の整備</p>	<p>第2編 災害予防計画 第1章 総則 第1節 防災協働社会の形成推進</p> <p>1 基本方針 自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、県民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近なコミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が連携して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。 また、県、市町村、県民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。</p> <p>2 対策 (1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り 県及び市町村は、県民、事業者、自主防災組織等とが一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や県民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるものとする。</p> <p>(2) 災害被害の軽減に向けた具体的行動 県及び市町村は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。</p> <p>第2節 防災業務施設・設備等の整備</p>	<p>平成18年度に国で決定した国民運動を、県全体で積極的に行っていく必要があり、また、中央防災会議で「災害被害を軽減する国民運動の具体化に向けた取組」(H18.12)が報告されたことを受けて、県としての姿勢を明確にするため、災害予防の基本方針として新たに規定する。 (県防災局)</p>

現 行		改 正 案	
17	第2章 治山対策	第2章 治山対策	
18	第2節 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策	第2節 災害時要援護者関連施設に係る土砂災害対策	
	3 実施内容	3 実施内容	
	(4)災害時要援護者関連施設における防災体制の整備	(4)災害時要援護者関連施設における防災体制の整備	
	ア (略)	ア (略)	
	イ 市町村と施設との連絡体制の確立	イ 市町村と施設との連絡体制の確立	
	市町村は施設の管理者に対して、警戒避難基準等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。	市町村は施設の管理者に対して、警戒避難基準等の情報を提供するなど連絡体制の確立に努める。	
		<u>名古屋地方気象台と連携した土砂災害警戒情報の発表が開始(平成19年9月開始予定)された場合は、これを警戒避難基準に代わるものとする。</u>	平成19年9月から県と気象台共同での土砂災害警戒情報提供で同意済のため(県建設部)

現 行

19 表1 危険箇所等の定義

危険地区、危険箇所等の名称		定 義
山地災害 危険地区	山腹崩壊 危険地区	(略)
	崩壊土砂 流出危険地区	(略)
	地すべり 危険地区	(略)
	山地災害危険地区の 「準用地区」	(略)
土砂災害 危険箇所	土石流 危険渓流	(略)
	地すべり 危険地区	(略)
	急傾斜地 崩壊危険箇所	(略)
	土砂災害に注意が必要な箇所	(略)

20 表2

その他

イ 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第71条に基づく施設
盲学校、聾学校、養護学校

改 正 案

表1 危険箇所等の定義

危険地区、危険箇所等の名称		定 義
山地災害 危険地区	山腹崩壊 危険地区	(略)
	崩壊土砂 流出危険地区	(略)
	地すべり 危険地区	(略)
	山地災害危険地区の 「準用地区」	(略)
土砂災害 危険箇所	土石流 危険渓流	(略)
	地すべり 危険地区	(略)
	急傾斜地 崩壊危険箇所	(略)
	土砂災害に注意が必要な箇所	(略)

土砂災害警戒区域等の定義

土砂災害 警戒区域	土石流	土石流のおそれのある渓流で、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域
	急傾斜地の崩壊	傾斜度30度以上、高さ5m以上の急傾斜地で、斜面上部(斜面の上端から10m以内)、斜面及び斜面下部(斜面の下端から斜面の高さの2倍以内)の区域
土砂災害特 別警戒区域	土石流・ 急傾斜地の崩壊	土砂災害警戒区域のうち、住宅などが損壊し、住民の生命または身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

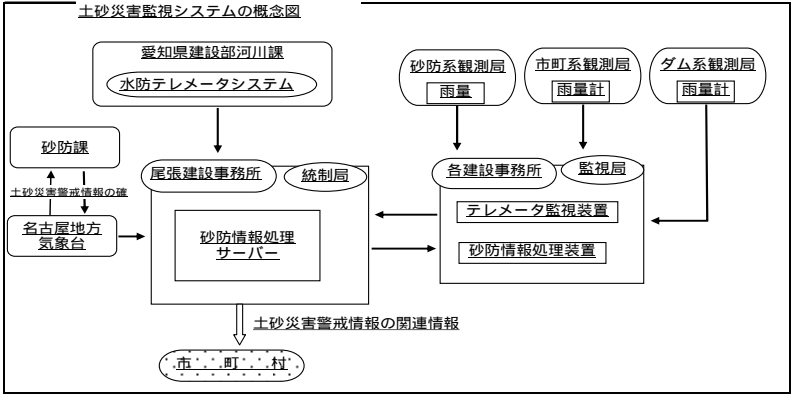
表2

その他

イ 学校教育法(昭和22年3月31日法律第26号)第71条に基づく施設
特別支援学校

土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域の指定開始(H18.3.17~)に伴うもの。
(県建設部)

H19.4.1 学校教育法の一部改正
(教育委員会)

現 行	改 正 案	
<p>21 第3章 砂防対策 3 実施内容 (4) 総合土砂災害対策 (略) なかでも、的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう警戒避難体制を確立することは必要不可欠である。このため、土砂災害に対して警戒又は避難を行うための基準となる雨量の参考値を定めた。また、その活用を図るため、雨量観測施設を設置するとともに、そこから得られた雨量情報と前述の基準雨量の参考値からなる土砂災害予警報情報を市町村へ配信するため土砂災害監視システムを整備し、災害の防止・軽減に努める。 (略)</p> <p>22 4 関連調整事項 (4) 土砂災害監視システムにより警戒又は避難を行うための雨量の参考値を市町村へ提供することで、市町村の行う警戒避難活動を支援する。</p> <p>概念図(略) (記載なし)</p>	<p>第3章 砂防対策 3 実施内容 (4) 総合土砂災害対策 (略) なかでも、的確な情報伝達により早期に避難が可能となるよう警戒避難体制を確立することは必要不可欠である。このため、土砂災害に対して警戒又は避難を行うための基準となる雨量の参考値を定め、雨量観測施設を設置し、土砂災害監視システムにより土砂災害予警報情報を市町村へ配信することにより、災害の防止・軽減に努めてきたが、今後は名古屋地方気象台と連携した土砂災害警戒情報やこれに関連した情報を市町村や住民に提供し、迅速かつ適切な防災体制を支援していく。 (略)</p> <p>4 関連調整事項 (4) 土砂災害監視システムにより警戒又は避難を行うための雨量の参考値を市町村へ提供するが、名古屋地方気象台と連携した土砂災害警戒情報の発表開始(平成19年9月開始予定)後は、これに関連した情報を市町村や住民に提供することで警戒避難体制を支援していく。 概念図(略)</p> <p>土砂災害警戒情報発表開始後(平成19年9月開始予定)</p> 	<p>19年9月から県と気象台共同での土砂災害警戒情報提供で同意済みのため(県建設部)</p> <p>19年9月から県と気象台共同での土砂災害警戒情報提供で同意済みのため(県建設部)</p>

現 行		改 正 案	
24	<p>第4章 河川防災対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 河川改修 (略)</p> <p>また、平成12年9月の豪雨災害を受けて実施された河川激甚災害対策特別緊急事業の完了により、新川及び天白川においては、その支川や上流部の整備を実施し、事業の効果を有効に発揮させる。</p> <p>(3) 総合治水対策 (略) 災害の防止と軽減を図るため、河川事業において総合治水対策特定河川事業を創設し、特に対策の急がれる都市に特定の河川を対象にした総合的な治水対策の推進を図るものである。</p>	<p>第4章 河川防災対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 河川改修 (略)</p> <p>また、新川及び天白川においては、その支川や上流部の整備を実施し、事業の効果を有効に発揮させる。</p> <p>(3) 総合治水対策 (略) 災害の防止と軽減を図るため、河川事業において総合治水対策特定河川事業を実施し、特に対策の急がれる都市に特定の河川を対象にした総合的な治水対策の推進を図るものである。</p>	<p>事業完了のため記載を削除 (県建設部)</p> <p>総合治水対策特定河川事業終了に伴う修正 (県建設部)</p>
26	<p>第5章 海岸防災対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 高潮対策事業</p> <p>高潮及び波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮樋門等の新設、又は既存施設の補強改修等を実施する。また、近年臨海地域の開発により台風時又は冬期風浪の越波により塩害が甚しくなっているため、消波工の設置による越波防止を行い背後地の保全を図る。</p>	<p>第5章 海岸防災対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 高潮対策事業</p> <p>高潮及び波浪等による被害を防止するため、海岸堤防、防潮水門等の新設、又は既存施設の補強改修等を実施する。また、近年臨海地域の開発により台風時又は冬期風浪の越波により塩害が甚しくなっているため、消波工の設置による越波防止を行い背後地の保全を図る。</p>	<p>用語の修正 (県建設部)</p>
34 35	<p>第12章 文教対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(4) 登下校(登降園)の安全確保</p> <p>ア 通学路の設定</p> <p>(カ)高等学校並びに盲学校、聾学校及び養護学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)に定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。</p>	<p>第12章 文教対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(4) 登下校(登降園)の安全確保</p> <p>ア 通学路の設定</p> <p>(カ)高等学校及び特別支援学校における登下校については、児童生徒等の安全が確保できるよう、学校ごとに(ア)から(エ)に定める事項を考慮しながら具体的な方法を点検し確認しておく。</p>	<p>H19.4.1 学校教育法の一部改正 (教育委員会)</p>

現 行		改 正 案	
46	<p>第18章 航空災害対策</p> <p>3 実施内容 (略)</p> <p>(2)愛知県名古屋空港事務所の対策</p> <p>ア 「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務提携」に基づき、消火薬剤等の資機材の整備に努めるとともに、関係機関(西春日井郡東部消防組合、小牧市、春日井市及び名古屋市)と連携し、毎年1回総合防災消防訓練を実施する。 (略)</p>	<p>第18章 航空災害対策</p> <p>3 実施内容 (略)</p> <p>(2)愛知県名古屋空港事務所の対策</p> <p>ア 「愛知県名古屋飛行場及びその周辺における消防活動に関する業務提携」に基づき、消火薬剤等の資機材の整備に努めるとともに、関係機関(西春日井郡広域事務組合、小牧市、春日井市及び名古屋市)と連携し、毎年1回総合防災消防訓練を実施する。 (略)</p>	<p>広域事務組合への組織変更に伴う修正(県建設部)</p>
59	<p>第27章 災害時要援護者の安全確保対策</p> <p>1 方針 (略)</p> <p>特に、市町村にあっては、災害時要援護者についての平常時からの所在情報の把握・管理及び安否確認・避難誘導體制の整備等の際には、<u>県が作成した「市町村災害弱者支援体制マニュアル」</u>に沿って、<u>それぞれ策定に努めるものとする。</u> (略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 社会福祉施設等における対策 (略)</p> <p>(2) 在宅者対策</p> <p>ア 災害時要援護者等の状況把握</p> <p>市町村は、あらかじめ自主防災組織、在宅介護支援センター、地域福祉サービスセンターなどと連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。 (略)</p>	<p>第27章 災害時要援護者の安全確保対策</p> <p>1 方針 (略)</p> <p>特に、市町村にあっては、災害時要援護者についての平常時からの所在情報の把握・管理及び安否確認・避難誘導體制の整備等の際には、<u>災害時要援護者の避難対策に関する検討会(内閣府・消防庁)作成の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」</u>を踏まえ県が作成した「市町村災害時要援護者支援体制マニュアル」に沿って、策定に努めるものとする。 (略)</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 社会福祉施設等における対策 (略)</p> <p>(2) 在宅者対策</p> <p>ア 災害時要援護者等の状況把握</p> <p>市町村は、あらかじめ自主防災組織、地域の福祉関係者などと連携して、災害時要援護者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。 (略)</p>	<p>国のガイドラインの反映</p> <p>H16.3.30 部長通知による読替 (以上県健康福祉部)</p>

現 行		改 正 案	
60	(記載なし) (記載なし)	<p>(4) <u>浸水想定区域内の施設等の公表</u> 市町村は、浸水想定区域内に主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。</p> <p>(5) <u>洪水時の災害時要援護者が利用する施設の管理者への洪水予報等の確かつ迅速な伝達</u> 市町村は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域内の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。</p>	第28章地下空間の浸水対策に入っていたが、災害時要援護者対策なので、本項に記載することとした。(県健康福祉部)

現 行	改 正 案	
<p>61 第28章 地下空間の浸水対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発 ア～ウ (略)</p> <p>エ 浸水想定区域内の施設等の公表</p> <p>市町村は、浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)又は主として高齢者等の災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。</p> <p>(3) 洪水時の地下空間の管理者への洪水情報等の的確かつ迅速な伝達</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域内の地下街等及び災害時要援護者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。</p>	<p>第28章 地下空間の浸水対策</p> <p>3 実施内容</p> <p>(2) 地下空間での豪雨及び洪水に対する危険性の事前の周知、啓発 ア～ウ (略)</p> <p>エ 浸水想定区域内の施設等の公表</p> <p>市町村は、浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設)で当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にはこれらの施設名称及び所在地について市町村地域防災計画に定めるとともに、住民への周知を図る。</p> <p>(3) 洪水時の地下空間の管理者への洪水予報等の的確かつ迅速な伝達</p> <p>市町村は、市町村地域防災計画において、浸水想定区域内の地下街等で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものについては、当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定めるとともに、住民への周知を図る。</p>	<p>災害時要援護者対策なので、本章地下空間の浸水対策ではなく、第28章災害時要援護者の安全確保にまとめることとした。 (県健康福祉部)</p>

現 行	改 正 案	
<p>71 第32章 自主防災組織・ボランティアの支援</p> <p>1 方針 このため、県及び市町村は、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。 (略)</p> <p>3 実施内容 (1) 自主防災組織 ア 自主防災組織の育成 県及び市町村は、「自主防災組織設置推進要綱」に基づき、自主防災組織の設置育成に努めるものとする。(略) イ(略) (記載なし)</p>	<p>第32章 自主防災組織・ボランティアとの連携</p> <p>1 方針 このため、県及び市町村は、地域住民、施設及び事業所などによる自主防災組織の設置を推進し、その育成に努めるものとする。 その際、女性の参画の促進に努めるものとするとともに、いざという時には、日ごろから地域の防災関係者の連携が重要なため、自主防災組織及び防災関係機関等のネットワーク化の推進にも努めるものとする。 (略)</p> <p>3 実施内容 (1) 自主防災組織 ア 自主防災組織の設置・育成 県及び市町村は、「自主防災組織設置推進要綱」(昭和49年愛知県防災会議決定)に基づき、自主防災組織の設置・育成に努めるものとする。(略) イ(略) ウ 自主防災組織と防災関係機関等とのネットワーク活動の推進 市町村は、自主防災組織が消防団、企業、学校、防災ボランティア団体、市町村など防災関係機関同士と顔の見える密接な関係(ネットワーク)を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組むなど必要な事業の実施及び支援、指導に努めるものとする。 なお、県は、市町村等が実施するネットワーク化の取り組みに対し必要な支援を行うものとする。</p>	<p>ネットワーク活動の推進(県防災局)</p> <p>地震災害対策計画との表現の統一(県防災局)</p> <p>地震災害対策計画との表現の統一(県防災局)</p>
<p>72 (2) 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 県は、「あいち防災カレッジ」を開催し、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。 ア あいち防災カレッジの開催 災害に対しての正しい知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成し、地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行えるような資質を養うために、防災リーダーを養成する「あいち防災カレッジ」を開催する。 イ 防災リーダーのネットワーク化の推進 あいち防災カレッジを修了し、防災に関する知識と技術を身につけた防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため県は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。 (略)</p>	<p>(2) 防災リーダーの養成とネットワーク化の推進 県及び市町村は、防災リーダーを養成するとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進することにより、地域防災力の強化を図る。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。 ア 防災リーダーの養成 地域防災の中心として情報の収集や伝達・発信を行える、災害に対する知識や防災活動の技術を習得した地域の実践的リーダーを養成する。 イ 防災リーダーのネットワーク化の推進 防災リーダーが各々の地域において自主防災活動を展開するのを支援するため県及び市町村は、防災リーダーの継続的な資質向上に努めるとともに、防災リーダーのネットワーク化を推進する。 (略)</p>	<p>防災リーダー養成方法の変更に伴う修正(県防災局)</p> <p>防災リーダー養成方法の変更に伴う修正(県防災局)</p> <p>防災リーダー養成方法の変更に伴う修正(県防災局)</p>

現 行	改 正 案	
<p>73 (3) ボランティア ア ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (エ)防災ボランティアの活動の普及啓発 (略) 特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、<u>防災ボランティアシンポジウムの開催などの広報・啓発活動を行うように努めるものとする。</u></p>	<p>(3) ボランティア ア ボランティアの受入体制の整備及び協力・連絡体制の推進 (エ)防災ボランティア活動の普及・啓発 (略) 特に、「防災とボランティアの日」及び「防災とボランティア週間」においては、<u>広報・啓発活動を行うように努めるものとする。</u></p>	<p>防災リーダー養成方法 の変更に伴う修正 (県防災局)</p>
<p>74 (記載なし)</p>	<p>第3章 企業防災の促進 第1節 基本方針 1 企業防災の重要性 <u>企業の事業継続・早期再建は県民の生活再建や街の復興にも大きな影響を与えるため、企業活動の早期復旧にも迅速さが求められる。</u> <u>しかしながら、想定されるような大規模地震においては、従来の国・地方公共団体を中心とした防災対策だけでなく国全体として災害に備える必要があり、愛知県地震防災推進条例に掲げる自助・共助・公助の理念に基づき、企業も防災の担い手としての取組が極めて重要となる。</u> <u>大規模災害時の被害を最小限にとどめ、できる限り早期の復旧を可能とする予防対策を推進する必要があり、そのために企業は、顧客・従業員の生命、財産を守るとともに、企業にとって中核となる事業を継続あるいは早期に復旧させるための事業継続計画(Business Continuity Plan)の策定に取り組むなど、予防対策を進める必要がある。</u> 2 企業防災の促進 <u>県、市町村及び商工団体等は、企業の防災意識の向上を図り、災害時に企業が果す役割が十分に実施できるよう、事業継続計画の策定等、企業の自主的な防災対策を促進していくとともに、防災対策に取り組むことができる環境の整備に努める。</u> 第2節 対策 1 企業の取組 <u>企業は、災害時の企業の果す役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、各企業において、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう務めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。</u> (1) 生命の安全確保 <u>顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される施設の管理者等については、まず顧客の安全、次に企業の従業員等業務に携わる者の安全を確保するものとする。</u></p>	<p>防災基本計画に規定する企業防災の促進及びBCP策定努力について、県として促進の方針を明確にする必要性から新たに章立てを行う。 (県防災局)</p>

現 行	改 正 案
	<p><u>(2)二次災害の防止</u> <u>製造業などにおいて、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止のための取り組みが必要である。</u></p> <p><u>(3)事業の継続</u> <u>被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、事業継続計画（BCP）を策定し、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方針、手段などを取り決めておくものとする。</u></p> <p><u>(4)地域貢献・地域との共生</u> <u>災害が発生した際には、県民、行政、取引先企業などと連携し、地域の日も早い復旧を目指す。その活動の一環として企業が行う地域貢献は、可能な範囲において、援助金、敷地の提供、物資の提供などが一般的であるが、このほかにも技術者の派遣、ボランティア活動など企業の特徴を活かした活動が望まれる。</u> <u>また、平常時からこれら主体との連携を密にしておくことも望まれる。</u></p> <p>2 企業防災の促進のための取組 <u>県、市町村及び商工団体等は、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、事業継続計画（BCP）の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により企業の防災力向上の推進を図るものとする。</u> <u>また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。</u></p> <p><u>(1)事業継続計画（BCP）の策定促進</u> <u>ア 普及啓発活動</u> <u>県、市町村及び商工団体等は、企業防災の重要性や事業継続計画（BCP）の必要性について積極的に啓発していくものとする。</u> <u>イ 情報の提供</u> <u>企業が事業継続計画（BCP）を策定するためには想定リスクを考える必要があり、そのため、県及び市町村はそれぞれが策定している被害想定やハザードマップ等を積極的に公表するものとする。</u></p> <p><u>(2)相談体制の整備</u> <u>県、市町村及び商工団体等は、企業が被災した場合に速やかに相談等に対応できるよう、相談窓口・相談体制等について検討するとともに、被災企業等の事業再開に関する各種支援について予め整理しておくものとする。</u></p>

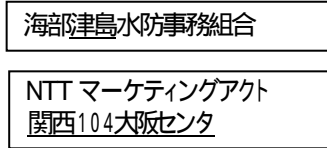
現 行		改 正 案	
79	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 防災組織 第2 災害対策本部 1 県災害対策本部 (1) 自動的に県災害対策本部を設置する場合 ア～オ(略)</p>	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 防災組織 第2 災害対策本部 1 県災害対策本部 (1) 自動的に県災害対策本部を設置する場合 ア～オ(略)</p>	<p>防災警報体系の見直し (名古屋地方気象台、中部地整、県建設部)</p>
80	<p>カ 木曽川洪水警報 キ 長良川洪水警報 ク 庄内川洪水警報 ケ 矢作川洪水警報 コ 豊川及び豊川放水路洪水警報 サ 新川洪水警報</p>	<p>カ 木曽川はん濫警戒情報 キ 長良川はん濫警戒情報 ク 庄内川はん濫警戒情報 ケ 矢作川はん濫警戒情報 コ 豊川及び豊川放水路はん濫警戒情報 サ 新川はん濫警戒情報</p>	
82	<p>第2章 防災活動 第1 通信連絡 3 実施内容 (5) 非常通信</p>	<p>第2章 防災活動 第1 通信連絡 3 実施内容 (5) 非常通信</p>	<p>用語の整理 (県防災局)</p>
85	<p>エ 利用者の心得 (ア) 依頼する通報の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものであり、かつ、通報の作成に当たってはできる限り次の要領によるものとする。 …電報様式とし、電報発信紙又は適宜の用紙にカタカナで書くこと。</p>	<p>エ 利用者の心得 (ア) 依頼する通報の内容は、真に非常通信の内容にふさわしいものであり、かつ、通報の作成に当たってはできる限り次の要領によるものとする。 …電報形式又は文書形式とすること。</p>	
88	<p>第2 情報の収集・伝達 3 実施内容 (1) 気象警報等の伝達体制 イ 伝達体制の概要 (ア) (略)、県・第四管区海上保安本部・NTTマーケティングアクト関西104大阪センタ・国土交通省中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に通知しなければならない。(略) (ウ) NTTマーケティングアクト関西104大阪センタは、公衆通信施設等により一般通信に優先して警報を関係市町村に通知する。</p>	<p>第2 情報の収集・伝達 3 実施内容 (1) 気象警報等の伝達体制 イ 伝達体制の概要 (ア) (略)、県・第四管区海上保安本部・NTTマーケティングアクト大阪104センタ・国土交通省中部地方整備局・日本放送協会名古屋放送局に通知しなければならない。(略) (ウ) NTTマーケティングアクト大阪104センタは、公衆通信施設等により一般通信に優先して警報を関係市町村に通知する。</p>	
89	<p>ウ 気象予報警報等の伝達系統は次のとおりである。 (ア) 気象・水象に関する予報警報の伝達系統 (図中)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>NTT マーケティングアクト 関西104大阪センタ</p> </div> <p>(東海旅客鉄道・中部電力・東邦瓦斯・名古屋港管理組合・ 近畿日本鉄道鉄道事業本部名古屋輸送統括部・名古屋高速道路公社・ 愛知県道路公社)</p>	<p>ウ 気象予報警報等の伝達系統は次のとおりである。 (ア) 気象・水象に関する予報警報の伝達系統 (図中)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <p>NTT マーケティングアクト 大阪104センタ</p> </div> <p>(削除)</p>	<p>組織名称変更 (NTT)</p> <p>組織名称変更 (NTT)</p> <p>気象台運用要領改定(H19.3.7)による (名古屋地方気象台)</p>

	現 行	改 正 案
<p>89 (注) 1 伝達方法 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供装置による。 2 NTTマーケティングアクト<u>関西104大阪センタ</u>には、警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>90 (イ) 洪水予報の伝達系統 a 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 ・木曾川(中流・下流)・長良川(中流・下流)・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路洪水予報</p> <p>90 (図中)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 木曾川(下流) 長良川(下流) (略) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> NTTマーケティングアクト 関西104大阪センタ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 水資源開発公社中部支社 </div> </div> <p>91</p> <p>92</p> <p>(長良川(中流・下流)・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路を除く)</p>	<p>(注) 1 伝達方法 名古屋地方気象台からの伝達は、防災情報提供システムによる。 2 NTTマーケティングアクト<u>大阪104センタ</u>には、警報についてのみ伝達を行う。</p> <p>(イ) 洪水予報の伝達系統 a 国土交通大臣・名古屋地方気象台の発表する洪水予報 ・木曾川(中流・下流)・長良川(下流)・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路洪水予報</p> <p>(図中)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 中部地方整備局 木曾川上流河川事務所 木曾川(中流) (略) </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> NTTマーケティングアクト 大阪104センタ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 水資源機構中部支社 </div> </div> <p>(長良川(下流)・庄内川・矢作川・豊川及び豊川放水路を除く)</p>	<p>組織名称変更 (NTT)</p> <p>組織名称変更 (NTT)</p> <p>組織名称変更 (水資源機構中部支社)</p> <p>气象台運用要領 改定(H19.3.7)による (名古屋地方気象台)</p>

b 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報

- ・ 新川洪水予報

(図中)

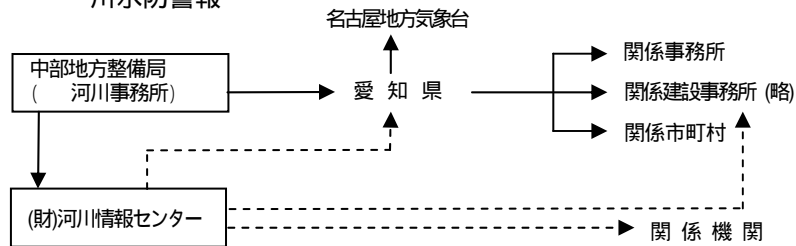


(ウ) 水防警報の伝達系統

a 国土交通大臣の発表する水防警報

(すべての図中)

- ・ 川水防警報

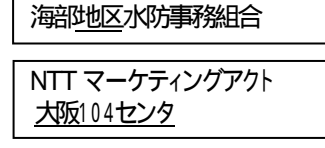


(注) ----- は、河川情報センター端末機設置の機関への補助的伝達系統である。

b 知事・名古屋地方気象台の発表する洪水予報

- ・ 新川洪水予報

(図中)

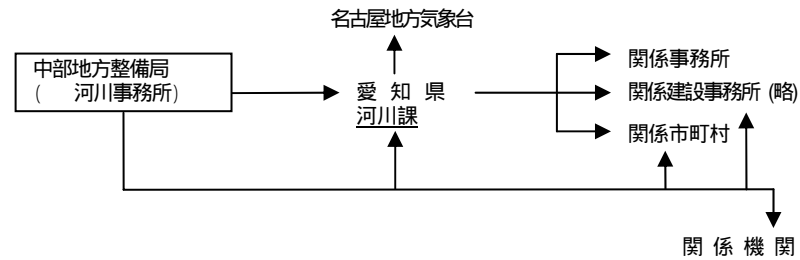


(ウ) 水防警報の伝達系統

a 国土交通大臣の発表する水防警報

(すべての図中)

- ・ 川水防警報

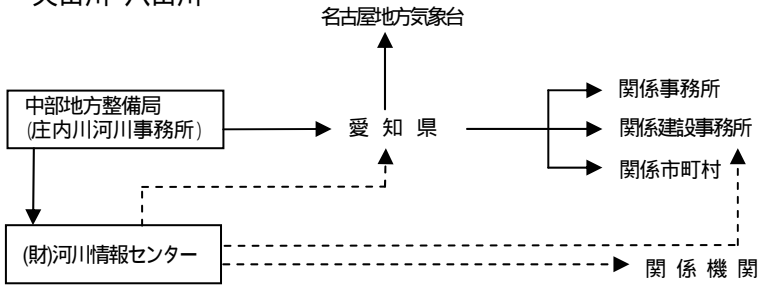
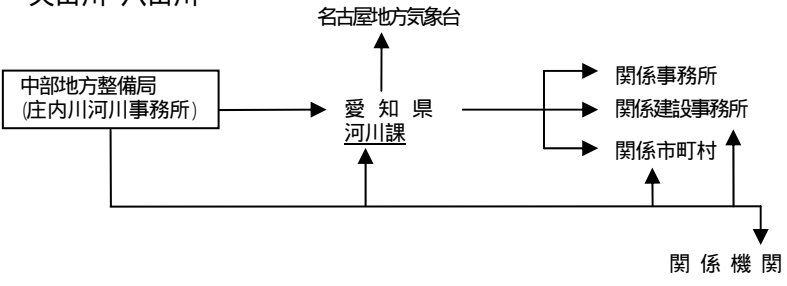


(削除)

組織名称変更
(海部地区水防事務組合)

組織名称変更
(NTT)

「川の防災情報」
が整備されたため
(財)河川情報セン
ター経由を削除
(中部地方整備局)

	現 行	改 正 案
<p>94 (工) 水位情報周知河川(特別警戒水位)</p> <p>a 国土交通大臣が通知する水位情報周知河川(特別警戒水位)</p> <p>・矢田川・八田川</p>  <p>b 知事が通知する水位情報周知河川(特別警戒水位)</p>	<p>(工) 水位情報周知河川(避難判断水位(特別警戒水位))</p> <p>a 国土交通大臣が通知する水位情報周知河川(避難判断水位(特別警戒水位))</p> <p>・矢田川・八田川</p>  <p>b 知事が通知する水位情報周知河川(避難判断水位(特別警戒水位))</p>	<p>「川の防災情報」が整備されたため(財)河川情報センター経由を削除(中部地方整備局)</p>
<p>96 (4) 重要な災害情報の収集伝達</p> <p>ア 県の措置</p> <p>(略)</p> <p>また、市町村からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災害対策基本法第53条による報告、災害報告取扱要領(昭和45年4月10日消防防第246号)及び火災・災害即報要領(昭和59年10月15日消防防第267号)(以下「即報要領」という。)による報告を一体として国(消防庁)に行うとともに、応急対策終了後20日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。</p> <p>イ 市町村の措置</p> <p>市町村は、即報要領に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式1により、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。(第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣(消防庁)に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。)</p> <p>(略)</p>	<p>(4) 重要な災害情報の収集伝達</p> <p>ア 県の措置</p> <p>(略)</p> <p>また、市町村からの報告、自らの調査及び防災関係機関等の情報により、災害対策基本法第53条による報告、災害報告取扱要領(昭和45年4月10日消防防第246号)及び火災・災害即報要領(昭和59年10月15日消防防第267号)(以下「即報要領」という。)による報告を一体として内閣総理大臣(消防庁経由)に行うとともに、応急対策終了後20日以内に災害対策基本法及び消防組織法に基づく確定報告を行う。</p> <p>イ 市町村の措置</p> <p>市町村は、即報要領に定める即報基準に該当する火災、災害を覚知したときは、原則として、30分以内で可能な限り早く、わかる範囲で、様式1により、その第一報を県に報告するものとし、以後、判明した事項のうちから逐次報告する。(第一報に際し、県に連絡が取れない場合は、直接内閣総理大臣(消防庁経由)に報告し、連絡が取れ次第、県にも報告を行うことに留意する。)</p> <p>(略)</p>	<p>国との協議における指摘事項(内閣府)</p>

現 行		改 正 案																																												
96	<p>工 被害状況の照会 (略)</p> <p>なお、全県的な被害状況については、愛知県災害対策本部事務局(河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課)へ照会する。</p>	<p>工 被害状況の照会 (略)</p> <p>なお、全県的な被害状況については、愛知県災害対策本部(河川、海岸、貯水池、ため池、砂防被害、港湾・漁港施設被害、道路被害、水道施設被害については、関係課)へ照会する。</p>	誤記修正 (県防災局)																																											
97	<p>県及び消防庁への連絡先</p> <table border="1"> <tr> <td>時間外勤務</td> <td>… (略)</td> <td>… (略)</td> <td>… (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災行政無線(FAX)</td> <td>600 - 2999</td> <td>同上</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>< 消防庁への連絡先 ></p> <table border="1"> <tr> <td>(NTT回線)</td> <td>(消防防災無線)</td> <td>(地域衛星通信ネットワーク)</td> </tr> <tr> <td>03-5253-7777</td> <td>7780</td> <td>TN-048-500-6060</td> </tr> <tr> <td>03-5253-7553(FAX)</td> <td>7789(FAX)</td> <td>TN-048-500-6069(FAX)</td> </tr> </table>	時間外勤務	… (略)	… (略)	… (略)		防災行政無線(FAX)	600 - 2999	同上	(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)	03-5253-7777	7780	TN-048-500-6060	03-5253-7553(FAX)	7789(FAX)	TN-048-500-6069(FAX)	<p>県及び消防庁への連絡先</p> <table border="1"> <tr> <td>時間外勤務</td> <td>… (略)</td> <td>… (略)</td> <td>… (略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>防災行政無線(FAX)</td> <td>600 - 1517</td> <td>同上</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>< 消防庁への連絡先 ></p> <p>通常時(平日(祝日、年末・年始除く)9:00～17:00)(消防庁応急対策室)</p> <table border="1"> <tr> <td>(NTT回線)</td> <td>(消防防災無線)</td> <td>(地域衛星通信ネットワーク)</td> </tr> <tr> <td>03-5253-7527</td> <td>7527</td> <td>TN-048-500-7527</td> </tr> <tr> <td>03-5253-7553(FAX)</td> <td>7537(FAX)</td> <td>TN-048-500-7537(FAX)</td> </tr> </table> <p>夜間・休日時(消防庁宿直室)</p> <table border="1"> <tr> <td>(NTT回線)</td> <td>(消防防災無線)</td> <td>(地域衛星通信ネットワーク)</td> </tr> <tr> <td>03-5253-7777</td> <td>7782</td> <td>TN-048-500-7782</td> </tr> <tr> <td>03-5253-7553(FAX)</td> <td>7789(FAX)</td> <td>TN-048-500-7789(FAX)</td> </tr> </table>	時間外勤務	… (略)	… (略)	… (略)		防災行政無線(FAX)	600 - 1517	同上	(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)	03-5253-7527	7527	TN-048-500-7527	03-5253-7553(FAX)	7537(FAX)	TN-048-500-7537(FAX)	(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)	03-5253-7777	7782	TN-048-500-7782	03-5253-7553(FAX)	7789(FAX)	TN-048-500-7789(FAX)	無線番号の変更 (県防災局)
時間外勤務	… (略)	… (略)	… (略)																																											
	防災行政無線(FAX)	600 - 2999	同上																																											
(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)																																												
03-5253-7777	7780	TN-048-500-6060																																												
03-5253-7553(FAX)	7789(FAX)	TN-048-500-6069(FAX)																																												
時間外勤務	… (略)	… (略)	… (略)																																											
	防災行政無線(FAX)	600 - 1517	同上																																											
(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)																																												
03-5253-7527	7527	TN-048-500-7527																																												
03-5253-7553(FAX)	7537(FAX)	TN-048-500-7537(FAX)																																												
(NTT回線)	(消防防災無線)	(地域衛星通信ネットワーク)																																												
03-5253-7777	7782	TN-048-500-7782																																												
03-5253-7553(FAX)	7789(FAX)	TN-048-500-7789(FAX)																																												
98	<p>(5) 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統</p> <p>ア 陸上災害の場合(表中)</p> <table border="1"> <tr> <td>蒲郡海上保安署</td> </tr> <tr> <td>衣浦海上保安署</td> </tr> </table> <p>イ 海上災害の場合(表中)</p> <table border="1"> <tr> <td>第四管区海上保安本部</td> </tr> <tr> <td>名古屋海上保安部</td> </tr> <tr> <td>蒲郡海上保安署</td> </tr> <tr> <td>衣浦海上保安署</td> </tr> </table>	蒲郡海上保安署	衣浦海上保安署	第四管区海上保安本部	名古屋海上保安部	蒲郡海上保安署	衣浦海上保安署	<p>(5) 特殊災害に関する情報の収集及び伝達の系統</p> <p>ア 陸上災害の場合(表中)</p> <table border="1"> <tr> <td>蒲郡海上保安署</td> </tr> <tr> <td>衣浦海上保安署</td> </tr> <tr> <td>常滑海上保安署</td> </tr> </table> <p>イ 海上災害の場合(表中)</p> <table border="1"> <tr> <td>第四管区海上保安本部</td> </tr> <tr> <td>名古屋海上保安部</td> </tr> <tr> <td>蒲郡海上保安署</td> </tr> <tr> <td>衣浦海上保安署</td> </tr> <tr> <td>常滑海上保安署</td> </tr> </table>	蒲郡海上保安署	衣浦海上保安署	常滑海上保安署	第四管区海上保安本部	名古屋海上保安部	蒲郡海上保安署	衣浦海上保安署	常滑海上保安署	地震災害対策計画との表現の統一 (消防庁)																													
蒲郡海上保安署																																														
衣浦海上保安署																																														
第四管区海上保安本部																																														
名古屋海上保安部																																														
蒲郡海上保安署																																														
衣浦海上保安署																																														
蒲郡海上保安署																																														
衣浦海上保安署																																														
常滑海上保安署																																														
第四管区海上保安本部																																														
名古屋海上保安部																																														
蒲郡海上保安署																																														
衣浦海上保安署																																														
常滑海上保安署																																														
			常滑海上保安署の新設 (第四管区海上保安部)																																											

現 行		改 正 案																																													
102	<p>様式3 災害発生状況等(速報・確定報告) (図中)</p> <table border="1"> <tr> <td>避難ヶ所</td> <td>71</td> <td>所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難人数</td> <td>72</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">被害程度及び応急対策状況(経過)</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> </table>	避難ヶ所	71	所		避難人数	72	人		被害程度及び応急対策状況(経過)								<p>様式3 災害発生状況等(速報・確定報告) (図中)</p> <table border="1"> <tr> <td>避難所数</td> <td>71</td> <td>所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難人数</td> <td>72</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難人数 (うち自主避難)</td> <td>73</td> <td>人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難世帯数</td> <td>74</td> <td>世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td>避難世帯数 (うち自主避難)</td> <td>75</td> <td>世帯</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4">被害程度及び応急対策状況(経過)</td> </tr> <tr> <td colspan="4"> </td> </tr> </table>	避難所数	71	所		避難人数	72	人		避難人数 (うち自主避難)	73	人		避難世帯数	74	世帯		避難世帯数 (うち自主避難)	75	世帯		被害程度及び応急対策状況(経過)								<p>愛知県防災情報システムの変更 に合わせた様式 変更 (県防災局)</p>
避難ヶ所	71	所																																													
避難人数	72	人																																													
被害程度及び応急対策状況(経過)																																															
避難所数	71	所																																													
避難人数	72	人																																													
避難人数 (うち自主避難)	73	人																																													
避難世帯数	74	世帯																																													
避難世帯数 (うち自主避難)	75	世帯																																													
被害程度及び応急対策状況(経過)																																															
107	<p>被害認定基準 (表中)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">被害区分</th> <th>認定基準</th> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>文教施設</td> <td>小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</td> </tr> </table>	被害区分		認定基準	その他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	<p>被害認定基準 (表中)</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">被害区分</th> <th>認定基準</th> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>文教施設</td> <td>小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。</td> </tr> </table>	被害区分		認定基準	その他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	<p>H19.4.1 学校教育法の一部改正 (教育委員会)</p>																																
被害区分		認定基準																																													
その他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。																																													
被害区分		認定基準																																													
その他	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、特別支援学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。																																													